

■ 緑化事業への助成



地球温暖化やヒートアイランド現象が問題となっていますが、大分市においても緑化の推進に積極的に取り組んでいます。大分市では、緑豊かな都市環境を形成するために、「生け垣設置」「樹木等植栽」「壁面緑化」「屋上緑化」の取組に対して、助成を行っているんですよ。積極的にご活用下さいね。



対象事業	緑化重点地区	緑化重点地区以外	経費
生け垣設置事業	・補助対象経費の5/10 ・70,000円を上限	・補助対象経費の5/10 ・35,000円を上限	樹木、客土及び補助資材等の購入費、その他設置に要した費用 
樹木等植栽事業	・補助対象経費の5/10 ・200,000円を上限	・補助対象経費の5/10 ・100,000円を上限	
壁面緑化事業	・補助対象経費の5/10 ・300,000円を上限	・補助対象経費の5/10 ・150,000円を上限	
屋上緑化事業	・補助対象経費の5/10 ・500,000円を上限	・補助対象経費の5/10 ・250,000円を上限	



メジータくん…、もしかして、かくれんぼしてるつもりですか…？



緑豊かな大分市をみなさんと一緒に作りましょう！



お問い合わせは下記まで

公園緑地課
☎ 537-5638

■ 危険ブロック塀等除去への助成



近い将来、発生が懸念されている「東南海・南海地震」では、大分市でも相当の被害が予測されています。みなさんが住んでいる周りに、ひび割れや傾きがあるブロック塀はありませんか？



ひび割れや傾きのあるブロック塀は地震によって倒壊する危険性があります。

倒れたブロック塀で人が下敷きになって大けがをしたり、道路をふさいで避難活動や消火活動の妨げになることが考えられます。

そこで、大分市では、このような危険なブロック塀を除去する皆さんに対して、除去費用の一部を助成しているんですよ。安心・安全なまちづくりのために、是非ご活用ください！

対象	道路に面しているブロック塀等で、高さが1メートル以上で、ひび割れ又は傾きが認められ、大分市が危険であると確認したもの。
補助額	除却にかかる費用の2分の1(限度額7万円)



ぎょうせい殿/
大変じゃ/
これは危険じゃのう。



お問い合わせは下記まで

開発建築指導課
☎ 537-5635

■ 耐震診断・耐震改修への助成



大分市では、木造住宅で**昭和56年5月31日**以前に着工した一戸建て住宅の、「耐震診断」または「耐震改修工事」を行う際、費用の一部を助成しています。



木造

今のうちから、ちゃんと対策しておいた方が安心だよー。



耐震診断	対象	昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造の一戸建ての住宅(店舗、事務所等の用途を兼ねる住宅にあつては、住居以外の用途の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る)
	補助額	住宅の所有者が受講登録者の所属する事務所に委託して行う耐震診断費用の額の3分の2以内の額(上限3万円)
耐震改修	対象	昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造の一戸建ての住宅(店舗、事務所等の用途を兼ねる住宅にあつては、住居以外の用途の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る)で耐震診断の結果、評点が1.0未満のものに耐震改修工事を行い工事後の評点が1.0以上となるもの
	補助額	補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用の額の2分の1以内の額(上限60万円)

耐震改修した場合は、さらに確定申告により、所得税額の10%(20万円上限)が受けられるよ。



お問い合わせは下記まで

開発建築指導課
☎537-5635



■ 吹付けアスベスト分析・除去等への助成



アスベストが原因と見られる健康被害が大きな社会問題となっていることから、大分市では、建築物に吹き付けられているアスベストの分析調査、除去等にかかる費用の一部を助成しています。



項目	内容
補助対象者	・建築物の所有者及び管理者
建築物	・分析事業：吹付けアスベストが施工されているおそれのある民間建築物 ・除去等事業：吹付けアスベストが施工されている民間建築物
分析機関	・厚生労働省の規定する分析方法を行う専門分析機関で調査
施工業者	・石綿作業主任者等の資格を有する業者
対象経費	・分析事業：補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額(10分の10)とし、一棟あたり25万円を限度とする。 ・除去等事業：補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、一件あたり120万円を限度とする。



アスベスト除去の施工事例



アスベスト封じ込めの施工事例



お問い合わせは下記まで

開発建築指導課
☎537-5635



■ 知ってる？「おおいたマップ」



さて、都市計画に関することをいろいろと勉強してきましたが、実際にパソコン上で地図を見ながら調べることができるんですよ。そこで、「おおいたマップ」をご紹介します！

大分市ホームページの地図情報を選択すると、「おおいたマップ」のページにいきます。



皆さんの日常生活に便利にいろいろな情報を調べることができますよ。



公共施設情報	市の機関や教育施設、公園や駅などの住所や電話番号などがわかります
観光情報	飲食店や観光スポット、宿泊施設などの細かな情報がわかります
都市計画情報	用途地域の区分や建ぺい率・容積率、地域地区、都市施設の種類の情報などがわかります
防災情報	避難所や津波避難ビルなどの住所や電話番号、任意地点の標高もわかります
医療施設情報	医療施設の住所や電話番号を診療科目別に調べることができます
AEDマップ	AEDを置いている公共施設や民間事業所の住所や電話番号がわかります
ごみ収集マップ	地区ごとのごみ収集カレンダーを調べることができます
道路情報	国道や県道、市道の路線名称を調べることができます 指定道路の情報を調べることができます



では、実際に「おおいたマップ」を操作しながら「都市計画情報」を調べてみましょう！
「都市計画情報」のタブを選択して、大分市役所の近くをクリックしてみよう！



内容	凡例内容
用途地域	
都市計画道路	都市計画道路
都市計画区域	都市計画区域
用途地域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業施設
	商業地域
	準工業地域
工業地帯	
工業専用地域	

■ クリックした場所の都市計画情報 ■

都市計画区域	大分都市計画区域
用途地域	商業地域(建ぺい率80%・容積率600%)
都市計画道路	駄の原細線
地区計画	大分城址公園周辺地区
土地区画整理事業	戦災復興土地区画整理事業
景観地区	大分城址公園周辺地区・官公庁業務ゾーン
屋外広告物情報	屋外広告物特別規制地区



これは30ページで勉強した「土地の色分け(用途地域)」のことだね。確か12色に分かれていたよね。地図を見ながらだとわかりやすいし、クリックするだけなら簡単だね！

そうなんです！メジータくん！皆さんも、どんどん活用してもっと大分市のことを知ってくださいね！！



■ 気軽にお問い合わせください

お問い合わせの内容	お問い合わせ先	電話番号
都市計画マスタープランに関する事	都市計画課	537-5965
都市計画決定手続きに関する事		
市街化区域・市街化調整区域に関する事		
用途地域・地域地区等に関する事		
地区計画の届け出に関する事		
土地の取引に関する事		
大分都心南北軸に関する事	都心活性化推進室 (都市計画課内)	537-5966
中心市街地活性化基本計画に関する事		
景観計画・屋外広告物に関する事	景観推進室 (都市計画課内)	537-5968
渋滞対策、総合交通対策の調査・計画・総合調整、 高速道路に関する事	都市交通対策課	537-5690
自転車の利用促進・放置の防止に関する事		
道路事業の整備に関する事	道路建設課	537-5631
土地区画整理事業に関する事	まちなみ整備課	537-5637
住環境整備事業に関する事		
大分駅南土地区画整理事業に関する事	駅周辺総合整備課	585-6004
大分駅周辺総合整備事業に関する事		
公園や緑地の新設や維持管理に関する事	公園緑地課	537-5638
緑化事業への助成に関する事		
みどりの夢銀行に関する事		

お問い合わせの内容	お問い合わせ先	電話番号
建築基準法に基づく確認、検査、許可に関する事	開発建築指導課	537-5635
危険ブロック塀等除去への助成に関する事		
耐震診断・耐震改修への助成に関する事		
吹付アスベスト分析・除去等への助成に関する事		
大友宗麟公・埋蔵文化財に関する事	文化財課	537-5639

■ もっと詳しい資料が欲しいあなたへ



「まち伝」では、いくつかの資料を紹介しましたよね。
詳しい情報が知りたい方は、
下の表を参考に実際に手にとってみてはいかがでしょうか。



資料名	配布場所など	「まち伝」での 登場ページ
大分市総合計画	大分市ホームページ	12ページ
大分市都市計画マスタープラン	大分市ホームページ	13ページ
中心市街地活性化基本計画	大分市ホームページ	36ページ
大分市景観計画	景観推進室(都市計画課内)	40ページ
大分市景観形成ガイドライン	景観推進室(都市計画課内)	40ページ
おおいた自転車マップ	都市交通対策課、市役所1階案内所、大分駅レンタサイクルポート、各支所、明野出張所、各地区公民館	42ページ

困ったときは…(まちづくりお助け情報)

困ったときは…(まちづくりお助け情報)

【あ行】

■屋外広告物

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示されるもので、はり紙・はり札、立看板、広告旗、自立広告、突出広告、壁面広告・横断幕、電柱広告、ネオンサイン、電光ニュースなどである。

【か行】

■区域区分(線引き)

市街化区域と市街化調整区域との区分。都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。

■景観地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地における良好な景観形成を図るため、建築物の形態意匠の制限を定める他、必要に応じて建築物の最高限度、敷地面積の最低限度などを定める制度。

■建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。建て詰まりを防止し、建築物の採光、通風を確保するとともに、良好な市街地環境を確保することを目的としている。

■高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める制度。

■高度利用地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び、最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限などを定める制度。

■公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)

公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)では、地方公共団体などにより、秩序あるまちづくりが図られるよう、必要な公共用地を取得するために、届出制度及び申出制度を設けている。

■国土利用計画法

国土利用計画法では、地価高騰を抑制するとともに、乱開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を確保するために、土地取引について届出制度を設けている。



【さ行】

■市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以上に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

■市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

■市町村マスタープラン(市町村マス)

都市計画法第18条の2に定められた。「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、あるべき「まち」の姿を定めるもの。

■準都市計画区域

都市計画区域外の、そのまま放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域。用途地域や風致地区などの土地利用の使われ方を決めるために、必要な都市計画を定めることができる。

【た行】

■地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類の一つ。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

■地区計画

まとまりのある「地区」を対象として、住民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度。

■特定街区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。街区を単位として、有効な空地を備えた市街地の整備改善に資する建築物の計画を都市計画に定める。当該街区では建築物の容積率、高さの最高限度、壁面の位置の制限が個々に定められる。

■特定用途制限地域

都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)及び準都市計画区域内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。都市計画においては、特定用途制限地域の位置及び区域のほか制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定めることとされている。

■特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域内において地域的要請から用途制限を強化または緩和する制度。

■都市計画区域

自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、県が指定する。

■都市計画区域マスタープラン(区域マス)

都市計画法第6条の2に定められた、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。県が、広域的な見地から、都市計画に関する基本的な事項を定めるもの。

■都市施設

道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

■土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。都市計画区域内で行うことができる。

【は行】

■風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。

■防火地域及び準防火地域

建築物が密集している市街地における火災の危険を排除することを目的として定められた地域。

【や行】

■容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。採光、通風等の市街地環境を確保するとともに、建築物と道路等の公共施設とのバランスを確保することを目的としている。

■用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市内における土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途、密度、形態などを規制・誘導する制度。現在、12種類の用途地域がある。

【ら行】

■流通業務地区

都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、都市計画において定める流通機能の拠点となる地区。

■臨港地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。港湾の秩序ある整備と、管理運営を円滑に行うため定められた地区。





本書の記載内容は、大分市における平成25年(2013年)3月現在のものです

【まち伝】

大分市まちづくり☆新☆発見伝
平成25年(2013年)3月 初版発行

大分市 都市計画部 都市計画課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
☎534-6111